

大熊町防災広場兼パークゴルフ場整備基本計画策定支援業務委託仕様書

1 業務名 大熊町防災広場兼パークゴルフ場整備基本計画策定支援業務

2 業務の目的

本業務は、大熊町の復興を進めるにあたり、西大和久及び新町地区に平常時はパークゴルフ場として機能する防災広場を整備するため、事業実施に向けた基本計画を策定するものである。

3 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日

4 整備予定地 福島県双葉郡大熊町大字小入野字西大和久及び大字熊字新町地内の 5.3ヘクタール (西大和久地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業地区(以下、西大和久地区一団地事業)という。)の一部)

5 業務内容

(1) 前提条件の調査、整理

大熊町防災広場兼パークゴルフ場の整備事業(以下、本事業という。)で導入を予定している主な機能は次のとおりである。

- ・ 防災広場
…災害発生時に地域住民や就業者等が避難するなど、町民が安全を確保し、災害復旧を促進する場として整備する。
- ・ パークゴルフ場
…町民の心身の健康維持に資するため、町民の愛好者が多く、コミュニティ維持の役割も期待できるパークゴルフ場を整備する。公益社団法人日本パークゴルフ協会公認コースとし、45ホールを想定する。
- ・ その他付帯施設
…クラブハウス、休憩所、トイレ、駐車場

これらの機能を導入することを前提に、当該地の立地・敷地条件や大熊町地域防災計画、西大和久地区一団地事業に係る計画等を加味の上、必要となる防災上の役割、公認コースとするためのパークゴルフ場の条件、近隣地域におけるパークゴルフ場の状況、需要予測、関連計画及び法令など、基本計画検討に必要な前提条件を調査、整理する。

（２） 基本計画の検討

以下の内容を検討し、本事業の基本計画案（詳細版・概要版）を取りまとめる。なお、整備予定地周辺の道路等公共施設に係る計画は、別途町が施行する西大和久地区一団地事業により検討及び整備するため、以下の検討に際しては十分な調整が必要となる。

① 基本方針の設定

前提条件等の整理を踏まえて、施設整備の目的やコンセプトなど施設の基本方針を検討し、設定する。

② 必要機能と施設規模の検討

整備方針を実現するために必要な施設の防災機能、パークゴルフ場機能及びその規模を検討する。

③ 施設計画の検討

施設規模を踏まえ、利用動態を踏まえた施設配置計画及び動線計画を検討する。検討にあたっては、整備に関連する法規を調査し、整理すること。施設計画を基にした鳥観図（イメージパース）、室内のイメージパースを作成する。

なお、整備予定地の１次造成工事は一団地事業で行う予定のため、計画地盤高さの設定等については、一団地事業の施工者と調整を行うこと。

④ 管理・運営手法等の検討

平時に主に活用されるパークゴルフ場としての管理運営手法について、維持管理、運営の手法及びその体制の検討に加え、防災広場としての災害発生時の施設管理、運営体制について検討する。また、需要予測や基本方針に基づく集客の手法についても検討する。

検討に当たっては、施設の基本方針に基づく機能・サービスの質の担保と財政負担軽減の両立を考慮すること。

⑤ 事業費・事業手法・事業スケジュールの検討

・ 概算事業費の検討

計画案に基づき、必要となる施設（パークゴルフ場コース含む）の整備に必要な概算事業費を算出する。

・ 維持管理費の検討

各機能の特性も踏まえた上で維持管理費を算出する。

・ 事業収支概算の検討

施設グレードを踏まえ、近隣および全国の事例を踏まえた上で想定される運営費（人件費等）および利用料、上記維持管理費より開所から約 20 年間の事業収支概算を算出する。

・ 事業手法の検討

類似事例調査やサウンディング調査などを実施し、複数の事業手法（公設民営等）を比較したうえ、本事業に最適な設計以降の発注方式および事業スキーム（整備・

運営体制) について提案する。

- ・ 事業スケジュールの検討

事業者選定および各種関連法規に関する許認可申請等も考慮した開業までのスケジュールを検討する。

(3) 各種会議の運営支援

基本計画の内容を協議する各種会議体において、会議資料作成、会議録作成等の運営を支援する。会議体は大熊町防災会議、スポーツ推進審議会など年8回程度の機会を想定する。

(4) 関係各課の連絡調整と打ち合わせの実施

本事業は防災行政を管轄する環境対策課、スポーツ行政を管轄する生涯学習課、西大和久地区一団地事業を管轄する企画調整課をはじめ、関係課が複数にまたがるため、必要に応じて関係各課から情報収集を実施し、計画に齟齬が出ないよう調整する。

業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と十分な打ち合わせを行い、進ちょく状況の報告、方針の確認等を行う。また打ち合わせの内容については都度、議事録を作成し、提出する。

(5) その他

本事業の整備費財源は加速化交付金（都市防災推進事業）を想定している。交付金の対象可否に留意し、発注者と綿密に確認・調整を行いながら進めること。

上記のほか基本計画策定において必要と思われる項目について、発注者と協議し、検討する。

6 成果品

- ・ 計画書 A4版、カラー、50部
- ・ 概要版 A3版、カラー、100部
- ・ 計画書及び概要版の電子データ (Word, PDF)
- ・ 完了届及び業務完了報告書
- ・ その他発注者が指示するもの

7 その他

- ・ 本仕様書に定めのない事項、疑義が生じた場合は、発注者と受託者の間で協議の上定めるものとする。
- ・ 本業務上知り得た行政および個人の情報に関する秘密を、当町の許可なく他に利用、

または第三者に漏洩、複写閲覧、譲渡等してはならない。

- 成果品および本業務で作製されたデータ等の所有権、著作権および利用権は当町に帰属するものとする。なお、第三者（委託者および受託者以外の者）に帰属する図表や写真等を使用する場合は、受託者の責任において著作権処理等を実施するものとする。
- 本業務遂行中に、新たに国や県より計画策定に関する指針等が示された場合は、当該指針等を踏まえた計画とする。